

「天橋立周辺景観まちづくり計画（仮称）」 内容 骨子（素案）

1 計画の位置づけ

「天橋立周辺景観まちづくり検討会」の報告書

景観法に基づく法定事項（景観形成の方針、基準等）と法定外事項（各主体の役割、具体的取組方針等）を含む。

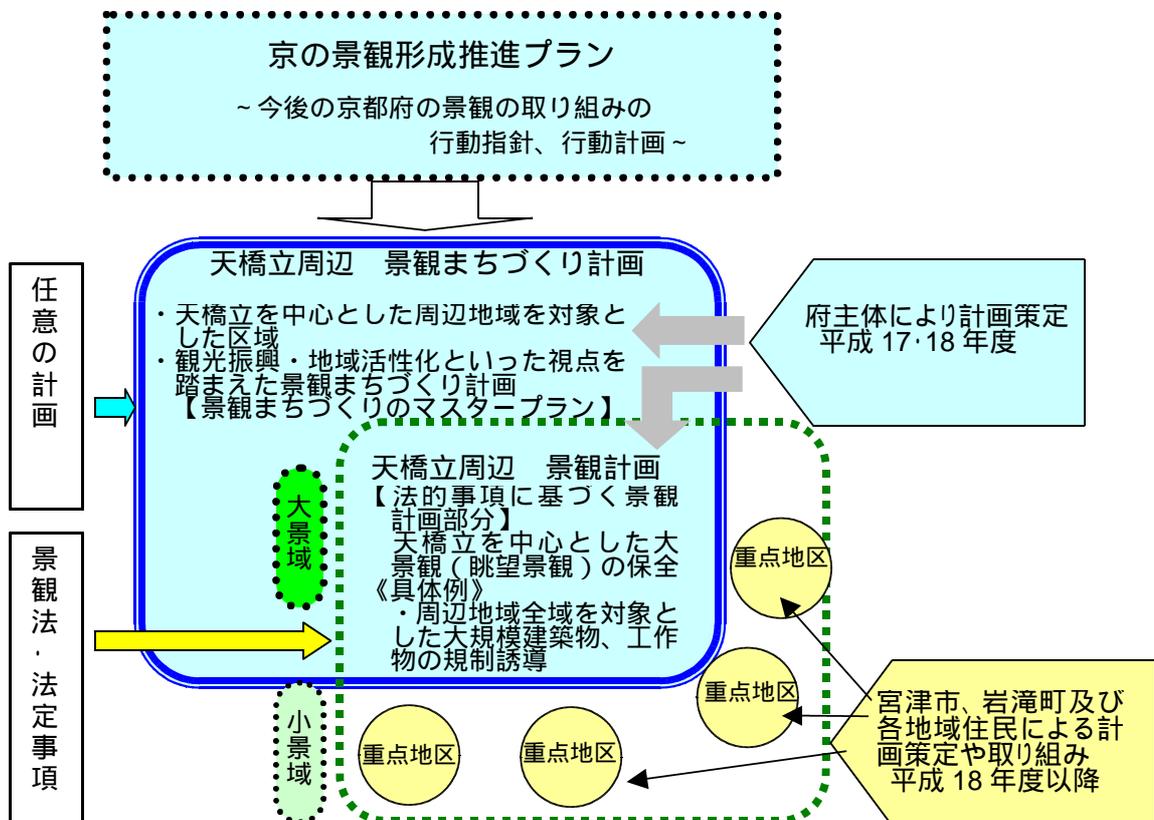
京都府を特徴づける景観として、また、観光振興・地域活性化といった視点を踏まえた景観まちづくり計画（景観を切り口とした横断的かつ総合的まちづくりの推進計画であり、景観マスタープランとしての位置づけ）

2 計画内容検討に当たっての視点

計画内容は、景観を切り口としたまちづくり全般に関わるため、検討会を中心として、府、市町、住民、各種団体が緊密な連携・調整により検討

目指すべき景観の保全及び創出に向けての、景観上の規制誘導のルールについては、景観法の活用を想定した検討を進め、今後の景観のコントロールや指導の土台を構築

広域的観点からの景観形成（今回の計画策定目的）とともに、地域別の景観に関する取り組みを市町及び住民等が連携し、考え、実行していく中で、既存課題の解決や地域活性化に繋がるよう、継続的な地域別の検討体制や連絡調整体制の取り組みの可能性について検討



天橋立周辺景観まちづくり計画（仮称）骨子案

序章（まえがき）

- 0 - 1 天橋立を核とした景観とは
（自然、歴史、文化及び地理的特性からの評価。本地域の景観の持つ意味。等々）
- 0 - 2 なぜ「景観まちづくり」なのか
（景観形成を柱としたまちづくりの意味、必要性、重要性。観光との関係。等々）

1 景観まちづくりの特性（地域の景観特性）

- 1 - 1 対象地区
（区域指定の考え方について記載）
- 1 - 2 景観上の特性とゾーン区分
（海と山と市街地の構成、重要な眺望景観の視点場、移動景観、重要な景観資源、等々）
- 1 - 3 現状と課題
（自然景観（山並み等）市街地景観（歴史的町並み等）田園集落景観、幹線道路沿道景観、移動景観 等）

2 景観まちづくりの目標像

- 2 - 1 景観まちづくりの基本理念
- 2 - 2 景観まちづくりの基本方針と目標像
 - ・地域全体
 - ・重点地区別

3 景観形成のための基準

- 3 - 1 具体の基準策定の考え方
- 3 - 2 良好な景観の形成のための制限事項
 - ・建築物
 - ・工作物
 - ・開発行為
 - ・屋外広告物等に関する制限事項をゾーン区分や対象種別毎に記載
- 3 - 3 景観上重要な建造物及び樹木の指定の方針
（指定予定物件があれば、指定の方針、基準 等）
- 3 - 4 景観上重要な公共施設の整備に関する方針
（天橋立公園、大手川 等の景観上重要な公共施設整備の方針について記載）

4 各主体に期待される役割

（住民、まちづくり団体、事業者、行政の役割。協働・連携。）

5 実現への道筋（計画の推進方策）

- 5 - 1 方策の体系
- 5 - 2 方策の運用方針
（景観法の活用、松並木の保全・育成策、重点地区における取組 等々）
- 5 - 3 住民参加と協働に向けて
（全体調整組織の設置、地域別検討の推進 等々）

付 図

- ・景観計画区域、ゾーニング図 等